



カトリック中央協議会  
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2021年2月号（584号）》

目 次

報 告

・臨時司教総会 .....	1
・常任司教委員会 .....	2
・社会司教委員会 .....	3
・典礼委員会 .....	5
・難民移住移動者委員会 .....	5
・カリタスジャパン .....	6
・正義と平和協議会 .....	7
・日本キリスト教連合会（日キ連） .....	7
・子どもと女性の権利擁護のためのデスク .....	9
・中央協議会事務局（総務） .....	9
公文書 .....	10

臨時司教総会

■2020年度第2回臨時司教総会

日 時	2020年12月10日（木）9：00－15：30	
場 所	日本カトリック会館 マレラホール	
出席者	委 員	16人
	オブザーバー	5人
	司教総会事務担当スタッフ	7人

## 報 告

1. 2021年度日本カトリック司教協議会年間活動方針について  
本年9月の常任司教委員会で確定した、2021年度の予算編成のための司教協議会年間活動方針が報告された。
2. 日本の教会における「司祭の生涯養成プログラム」についての各教区からの諸意見について  
2022年1月から導入する日本の教会における「司祭の生涯養成プログラム」について、特に教区司祭の参加が義務となっているため、本格的に始動する前に、各教区の顧問会や司祭評議会で司祭たちの意見を聞くこととなり、本年11月20日までに意見提出を願った。提出された教区からの主な意見が司祭生涯養成部門のアベイヤ司教から紹介され、各教区からの要望を加味してプログラムを再検討し、2021年2月の司教総会で確定する方向で進める。
3. 「日本のカトリック教会における感染症対応ガイドライン」について  
現在もなお、国際社会に甚大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束が見込まれない中、カトリック教会としての感染症対応に関するガイドラインの作成を望む声が数多く聞かれ、常任司教委員会で検討を重ね、2020年11月1日付で、「日本のカトリック教会における感染症対応ガイドライン」を発表した。
4. 「2021年四旬節キャンペーン大綱」承認について  
2020年12月の常任司教委員会において、「2021年四旬節キャンペーン大綱」が承認されたことが報告された。2021年の四旬節教皇メッセージのテーマとしては、マタイ20・18の「今、わたしたちはエルサレムへ上って行く。」の箇所が用いられている。邦訳が整った段階で、例年どおり四旬節キャンペーン配布資料とともに各教区に送付する。募金目標額は1億円を目指している。
5. 福者ペトロ岐部司祭と187殉教者、福者ユスト高山右近殉教者の列聖申請代理人（postulator）交代について  
福者ペトロ岐部司祭と187殉教者および福者ユスト高山右近殉教者の列聖申請代理人（postulator）であったイエズス会の列聖担当者 Anton Witwer 師が退任したため、その後任として、同じくイエズス会の Pascual Cebollada 師に依頼することが報告された。

## 審 議

1. 成井大介司教の司教協議会での役職について  
成井大介司教を2020年12月10日より2022年度定例司教総会終了時まで、カリタスジャパン担当司教に任命した。
2. 2021年度カトリック中央協議会予算案について  
2021年度（宗）カトリック中央協議会予算（案）を2021年度（宗）カトリック中央協議会予算として承認した。

## 常任司教委員会

### ■12月定例常任司教委員会

日 時 2020年12月3日（木）10：00～14：00  
場 所 日本カトリック会館 マレラホール  
出席者 委 員 7人  
事務局 7人

## 報 告

1. 教皇からの献金お礼について

教皇訪日に合わせて募っていた「教皇への献金」(735,874.33 ユーロ (91,770,887 円))を教皇庁国務省に送金した報告を11月常任司教委員会で行ったが、その後、教皇より高見三明大司教あてに礼状が届いたことが報告された。

2. 教皇訪日1周年記念ミサにあたっての教皇メッセージについて  
教皇訪日1周年記念ミサにあたり、教皇庁国務省長官書簡にて、教皇からのメッセージが伝えられた。このメッセージは同記念ミサの式次第に掲載する。
3. 日本の教会における司祭生涯養成のプログラムに関する各教区からの諸意見について  
2022年1月から、日本の教会として「司祭の生涯養成プログラム」を導入することとなり、教区司祭の参加が義務となっているため、本格的に始動する前に各教区の顧問会や司祭評議会にプログラムに対しての意見を求めた。教区から寄せられた意見が報告され、12月の司教総会では、これらの意見に基づいた対応を司祭生涯養成部門担当司教から報告してもらう。

## 審 議

1. 2020年度第2回臨時司教総会内容確定について  
12月10日に開催予定の2020年度第2回臨時司教総会の議案を確定した。主な内容は臨時司教総会報告参照。
2. 「カトリック中央協議会・インターネット運用規程」の修正について  
2012年の修正後、改訂されていない「カトリック中央協議会・インターネット運用規程」について検討し、実際の運用状況に合わせて見直した修正案を承認した。
3. 東京カトリック神学院のサブドメイン使用申請について  
日本カトリック神学院からの移行後、対応を行っていなかった東京カトリック神学院のカトリック教会公式ドメイン取得に関して、サブドメイン `tokyo-seminary.catholic.jp` を使用することを承認した。
4. 「2021年四旬節キャンペーン大綱」承認について  
カリタスジャパンから提出された「2021年四旬節キャンペーン大綱」を承認し、2020年12月の臨時司教総会の報告事項とする。
5. 中央協議会発行出版物の企画承認について  
出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。  
書籍名 使徒的勧告 愛するアマゾン  
内 容 教皇フランシスコのシノドス後の使徒的勧告” Querida Amazonia” の邦訳出版
6. 2021年度(宗)カトリック中央協議会予算案について  
財務委員会から提出された2021年度(宗)カトリック中央協議会予算案を、2020年度第2回臨時司教総会へ常任司教委員会から提出する正式な予算案とすることを承認した。
7. 会計処理方法の一部変更について  
カトリック中央協議会・財務部から提案された現行の会計処理方法である「税抜経理方式」を2021年度から「税込経理方式」に変更することを承認した。

## 社会司教委員会

### ■第40回事務局会議

日 時 2020年12月2日(水) 16:00-18:00  
場 所 日本カトリック会館 会議室4(ウェブ会議)  
出席者 6人

## 報 告

1. 2020 年度会議実施状況について
2. 2020 年度「出前研修」申込・実施状況について
3. エコロジー問題対策検討委員会の進捗状況について
4. 2021 年度事務局体制案について

## 審 議

1. 12 月 9 日定例会議について

この日の夕方、麹町教会（東京教区）で教皇訪日 1 周年記念ミサが行われる予定だが、場合によっては中止になることも考えられるため、定例会議もミサに合わせて延期になる可能性がある。主にハンセン病問題冊子、2021 年度年間予定、2021 年度事務局体制について審議する。

2. ハンセン病問題の冊子について

定例会議には部落差別人権委員会より秘書の太田 勝師の代わりに委員の奥村 豊師が参加する予定。定例会議で出された意見は社会司教委員を加えた編集チームがとりまとめることとする。

3. 「出前研修」について

社会福音化推進部の月例部会を経て、社会司教委員会事務局修正案を作成する。

## ■第 104 回社会司教委員会

日 時 2020 年 12 月 9 日（水）14：00－17：00

場 所 10 人

陪 席 2 人

## 報 告

エコロジー問題検討会の提案の進捗状況について

## 審 議

1. ハンセン病問題冊子について

部落差別人権委員会委員の奥村師が、配布した資料をもとに監修者からのコメントと対応についての説明をし、その後意見交換を行った。本会議で出された諸意見を編集チームで取りまとめ、社会司教委員会で承認する。現在の編集チームに社会司教委員会から浜口末男司教（社会司教委員会委員長）と中村倫明司教（部落差別人権委員会委員長）が新たに加わる。

2. 2021 年度年間予定

定例委員会 2 月 16 日（火）、7 月 13 日（火）、12 月 8 日（水）

拡大合同会議 5 月 12 日（水）

社会問題研修会 7 月 15 日（木）－16 日（金） 栗生楽泉園（群馬・吾妻郡草津）

3. 2021 年度事務局体制について

事務局より提案した事務担当者の交代について承認された。

4. その他

事務局から提案した「出前研修」についてと社会司教委員会の特別講座、社会司教委員会主催のシンポジウムの企画について意見交換を行った。

## 典礼委員会

### ■定例会議

日 時 2020年11月30日(月) 10:00-15:00

場 所 ウェブ会議

出席者 11人

### 報 告

『教会の祈り』電子データ化作業進捗状況

9月の常任司教委員会に提案した『教会の祈り』現行書籍版にもとづくオンライン版の発行については、検討のための試用サンプルの提出が求められた。それを受けて現在、担当者によって順調に作業が進められている。

### 審 議

1. 『「教会の祈り」使徒憲章と総則』(仮称)の出版可能性

『教会の祈り』の「総則」および未翻訳であった教皇パウロ6世の使徒憲章“*Laudis canticum*”を合わせて公表する可能性について意見交換を行った。『教会の祈り』の分冊として発行するための準備を開始する。そのため引き続き、掲記憲章の翻訳文についても確認を行った。

2. 「信徒の典礼奉仕の手引き」最終稿の検討

2018年度全国典礼担当者会議から取り扱っている掲記手引きの公表に向けて、今会議に提出された最終稿を確認した。引き続き、発行に向けて準備を行う。

次回定例会議 2021年1月18日(月) 10:00-15:00 (ウェブ会議)

### ■『ミサ典礼書』改訂委員会

日 時 2020年12月14日(月) 10:00-15:00

場 所 ウェブ会議

出席者 5人

### 審 議

降誕節と四旬節の入祭唱・拝領唱の日本語訳を検討した。

## 難民移住移動者委員会

### ■第13回事務局会議

日 時 2020年12月3日(木) 14:00-16:00

場 所 ウェブ会議

出席者 9人

### 報 告

1. 前回議事録を確認した。
2. アドボカシー・啓発プロジェクトより入管法改定などについて進捗状況の報告があった。新型コロナ

ウイルス感染症の影響で帰国できない人への在留措置では、12月から短期滞在の人でもアルバイトで生活をつなぐことができるようになった。

- 11月21日(土)にオンラインで開催された、スペイン語話者司牧者の集い(APALA)全国会議の報告があった。8教区から教区、小教区のスペイン語コミュニティのリーダーが56人集まり、コロナ禍におけるよりよい信仰の生き方を考え、ともに祈り、今後の計画を話し合った。
- 新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急活動報告があった。
- 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教協議会(外キ協)の来年1月の全国協議会・全国集会はどちらもオンライン開催となる。今回の全国協議会は陪席も可能であるため、全国集会と合わせて委員にも案内する。
- 来年3月31日までの事務局体制について報告があった。

## 審 議

- 11月17日、18日にオンライン開催した教区担当者・ネットワーク合同会議を振り返り、今後に向けて協議した。カトリック教会の立場でかかわる、入管法改定問題に対する取り組みの一つとして、オンライン全国セミナーの講演や証言映像、その他の情報・資料を活用した学習会案、また外キ協と協働予定の署名活動について意見交換を行った。今後準備していく。  
また2021年1月より、オンラインで担当者・ネットワークミーティングの集まりを、毎月の事務局会議前に1時間開催することを決定した。自由参加とし、アドボカシー・啓発プロジェクトからの情報共有や各地の報告、意見交換などの場とする。
- 新型コロナ・ベトナム人技能実習生ホットラインに関連する支援活動体制について協議した。当日の相談対応以外にも、問題解決までシェルターで保護される間の生活費、団体交渉の際のベトナム語通訳などが必要になっている。現状と今後について確認した。
- 2021年度社会司教委員会出前研修のテーマ、メニュー案について意見交換を行った。
- 2021年度会議予定を確認した。

# カリタスジャパン

## ■第5回啓発部会議

日 時 2020年12月1日(火) 13:00-15:00

場 所 ウェブ会議

出席者 9人

## 報 告

- 第2回新型コロナウイルス感染症対策支援報告会(10月31日14:00-15:30 オンライン開催)について
- 『We are Caritas20号(クリスマス特集)』の発行に際して、カトリック学校へ、宗教科や社会科授業用に希望部数提供が可能である旨通知した。

## 審 議

- 新型コロナウイルス感染症対策支援報告会について、第3回(12月19日14:00-15:30開催)の内容確認と役割分担を決定した。
- 新型コロナウイルス感染症対策支援報告会第4回、第5回の開催時期、テーマについて検討した。  
2021年2月開催の第4回のテーマは「コロナ禍と子ども」。第5回は4月開催を予定。
- 2022年以降の啓発部会のあり方について意見交換を行った。

## 正義と平和協議会

### ■事務局会議

日 時 2020年11月24日(火) 13:30-17:00

場 所 ウェブ会議

出席者 5人

### 報 告

1. 正義と平和ワンポイントメッセージ「コロナの時代と福音」  
第18回 栗田隆子(信徒) 10月21日  
第19回 比企敦子(日本キリスト教協議会教育部総主事) 11月9日  
第20回 イグナシオ・マルティネス(カトリック中央協議会社会福音化推進部長) 11月17日  
全20回で終了した。平均500件程度の視聴があり、好意的な評価が多かった。
2. 50周年記念誌の進捗状況  
声明文、年表の整理を行っている。11月30日に編集委員会を開き、年表に掲載事項の確認を行う。  
また、委員の古屋敷一葉修道女に1970年代、80年代の資料整理を依頼し、実施してもらう。(11月30日から12月4日)
3. 部会の報告
  - ・改憲対策部会 ウェブ講座の企画を検討中
  - ・死刑廃止を求める部会 ニュースレター発行
  - ・平和のための脱核部会 低線量被爆についてのパンフレット発行について検討

### 審 議

1. 次回全国会議(2021年3月19日-20日)について、前回事務局会議での内容を受けて検討。全国会議の持ち方、参加者への案内の日程など、具体案を審議した。
2. 正義と平和ワンポイントメッセージの終了を受けて、今後のオンライン配信、講演会企画について検討した。「コロナの時代と福音」のテーマを拡大して、時宜にかなった内容を考えていく。
3. 社会司教委員会の出前研修会について正義と平和協議会が提供できる研修を見直し、来年度の講座内容などを検討した。
4. JP通信226号(2021年2月発行)の内容を検討した。東日本大震災10年目を意識した内容にする。

## 日本キリスト教連合会(日キ連)

### ■2020年度第2回常任委員会

日 時 2020年9月25日(金) 15:00-17:00

場 所 ウェブ会議

出席者 8人

### 報 告

1. 日本宗教連盟(日宗連)

- (1) 国際平和デー（9月21日の正午に鐘をつく）への協力のお願いを行った。
  - (2) 「コロナ禍での宗教活動」（新型コロナウイルス感染症対策分科会委員 館田一博医師による講演）の11月開催を検討中。
  - (3) 政府支給補助金の問題（憲法89条、20条）について、災害に関連させて10月6日に明治記念館（東京・渋谷区）にて、全日本仏教会の長谷川正浩顧問弁護士を講師に、日宗連参加団体の常任委員会で学習会を開催する。
  - (4) 令和3年経済センサス協力（経産省）のお願い。
  - (5) インボイス制度説明会について
2. 東京都宗教連盟（都宗連）
- ・オリンピック担当（日本基督教団）からの報告。  
10月8日に多宗教センター設置に関して会合の予定。  
議題
    - 1) 感染症対策について
    - 2) 戸松義晴日宗連理事長から全日本仏教会の取り組みについて
    - 3) ロンドンオリンピックのダンカン師（英国聖公会司祭）からレクチャー
  - ・常任委員会  
7月10日に関口教会（東京教区）にて開催。  
感染症対策の各団体の対応について分かち合いが行われた。  
今回は11月26日に神社庁（東京・渋谷区）で開催予定。
3. 事務局
- (1) 日キ連あての文書
    - ・日本宣教ニュース（昨年度分と合わせて会費を納入することを確認した。）
  - (2) 事務局対応
    - ・「日キ連会報」を加盟教会に送付した。

## 審 議

1. 次回会報について  
コロナ禍の中で、日キ連の活動として12月までにもう1回発行することを確認した。
  - ・巻頭言 前田万葉師
  - ・コロナ禍での各教派の対応
  - ・日宗連報告として「災害と憲法89条」の学びの報告（滝田委員）
  - ・コロナ禍での宗教法人法上の総会、役員会のあり方（櫻井法務顧問）
  - ・オリンピック（多宗教センター）について（道家委員）
 以上をテーマにして矢木委員に作成を依頼する。
2. 定期講演会について（延期）  
9月常任委員会に併せて開催予定だったが延期となった。  
講師 小谷孝子（千葉県原爆被爆者 友愛会理事、NPO法人 ろごす腹話術研究会）  
講演 「あっちゃんと語る被爆体験」
3. 加盟教会の新型コロナ対策について  
各団体のこれまでの取り組みを分かち合った。特に団体の総会については、各教派苦勞している。  
延期、またはZoomによるオンラインで臨時総会を開催して、書面決議を認める規則改正を行う教団もある。  
様々な見解があるが、正議員が自由に発言し、それを分かちあうことができる環境であれば総会は成立すること—Zoomなどでもそれが担保されていればよく、またその事実を全議員が総会前後に確認する手順が重要であること—について確認した。  
決算・予算については規則によって仮承認、あるいは仮執行を認める手続きがあることを分かち合った。
4. 来年度の総会について  
今年度と同じように常任委員に一任という手続きをとるか、Zoomなどで行うかは次回に検討する。



5. 「キリスト教宗教法人のための研修会」について（2021年10月20日-22日または10月27日-29日）  
日本キリスト教団の2021年の日程が決定した時期に、次年度に開催するか否かも含めて検討する。

次回日程 2020年度第3回常任委員会 2020年12月11日（金）13:00-14:30

日本福音ルーテル教会事務局（Zoomを使用したウェブ会議）

## 子どもと女性の権利擁護のためのデスク

### ■事務局会議

日 時 2020年12月4日（金）10:00-12:00  
場 所 日本カトリック会館 会議室5（ウェブ会議）  
出席者 7人

### 報 告

1. 12月常任司教委員会
2. 全国教区担当者の集い（教区からの感想および意見）

### 審 議

1. 12月臨時司教総会（勉強会）について  
12月10日（木）の臨時司教総会勉強会のテーマ、「聖職者による未成年者への性虐待に対応するためのガイドライン」の提出資料の確認を行った。なお、ガイドライン案についての経緯と内容について事務局が説明することになった。
2. 2021年度年間計画について  
教区対応委員会のネットワークを推進する。
3. 「全国教区担当者の集い」について
  - ①全体として時間が足りなかったが1回で全て網羅することは難しい。今後はウェブ会議（Zoom）で講演や教区との連携を行うよう計画する。
  - ②デスクに対する教区の期待が大きいことから、デスクと教区との関係について明確にする必要がある。
  - ③今回の集いについて常任司教委員会で報告をする。
  - ④参加した教区担当者には感想や意見を送るよう連絡する。

## 中央協議会事務局

### ■総務

#### 2月会議予定

3日（水）	HIV/AIDS デスク定例会議（ウェブ会議）	日本カトリック会館
3日（水）	第67回財務委員会	〃
4日（木）	常任司教委員会（ウェブ会議）	〃
12日（金）	部落差別人権委員会定例委員会（ウェブ会議）	〃
15日（月）-19日（金）	2021年度定例司教総会（ウェブ会議）	〃

第 54 回「世界平和の日」教皇メッセージ

第 54 回「世界平和の日」教皇メッセージ  
(2021 年 1 月 1 日)

「平和への道のりとしてのケアの文化」

1. 新年を迎えるにあたり、政府首脳、国際機関の責任者、諸宗教の指導者と信者の皆さん、そして善意の人々に心からごあいさつ申し上げます。来る年に人類が、個人、共同体、民族、国家の間で、兄弟愛、正義、平和の道を進めるよう願いつつ、皆さんのご多幸をお祈りいたします。

2020 年は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による重大な健康危機により決定づけられました。この危機は、多分野にまたがる世界的な現象となり、気候、食糧、経済、移住などにおける相互に密接に結びついた危機をいっそう深刻化させ、極度の苦痛と困難を引き起こしています。わたしがまず思うのは、家族や愛する人を亡くした人、さらには仕事を失った人たちのことです。そして、医師、看護師、薬剤師、研究者、ボランティア、チャプレン、病院や保健機関の職員のことをとくに思い浮かべます。彼らは、患者に付き添い、その苦しみを和らげ、いのちを救うために、多大な苦勞と犠牲をもって、いのちがけで全力を尽くし、今も働き続けています。そうした人々に敬意を表しつつ、わたしは政治指導者と民間企業に対し、病者と極めて弱く貧しい人すべてを支えるために、COVID-19 のワクチンと必要不可欠な技術を確保すべく、適切な措置を講じるよう、あらためて求めます(1)。

愛と連帯の数多くのあかしの傍らで、悲しいことに、さまざまな人たちのナショナリズム、人種差別、外国人嫌悪、さらには死と破壊をもたらす戦争や紛争が、新たに勢いを増していることを、残念ながら認めざるをえません。

この一年の間に人類の歩みに刻まれたこうした出来事は、兄弟愛に満ちた関係に基づいた社会を築くには、互いをケアし、被造物を大切にすることが、いかに重要であるかを教えてくれます。ですから、このメッセージのテーマを「平和への道のりとしてのケアの文化」としました。今日、はびこっている無関心の文化、使い捨ての文化、対立の文化に打ち勝つための、ケアの文化です。

2. 創造主なる神——ケアという人間の使命の源

多くの宗教は、人類の起源や、創造主と人間、自然と人間、そして人間どうしの関係についての物語を伝えています。聖書では創世記が、人 (アダム) と土 (アダマ) の関係と兄弟の関係に焦点を当てることで、人類に対する神の計画を大切に、もしくは守ることの価値を、その冒頭から明らかにしています。聖書における創造の物語では、神は「エデンに設けた」(創世記 2・8 参照) 園を、「そこを耕し、守る」(同 2・15 参照) という役割とともに、アダムの手にゆだねておられます。このことは、大地を豊穡にすることと、大地を保護し、いのちを支える力を維持させることを意味します (2)。「耕す」「守る」という動詞は、アダ

ムと彼の園との関係を物語るとともに、全被造物の主人、管理人とするほど、神がアダムを信頼しておられることも表しています。

カインとアベルの誕生により、兄弟の歴史が始まります。兄弟の関係は、守る、番をするということばで、カインによって——否定的に——解釈されます。弟のアベルを殺した後、カインは神の問いにこう答えます。「わたしは弟の番人でしょうか」(創世記4・9)(3)。もちろんそうです。カインは弟の「番人」です。「象徴に満ちたこうした古代の物語は、今日わたしたちが共有する一つの確信をあかししてくれます。それは、あらゆるものはつながり合っているという確信、そして、わたしたちが、自分たち自身のいのちを真に気遣い、自然とのかかわりをも真に気遣うことは、友愛、正義、他者への誠実と不可分の関係にあるという確信です」(4)。

### 3. 創造主なる神——ケアの模範

聖書は神を、創造主としてだけでなく、ご自分の被造物、とりわけアダムとエバとその子孫を大切にするかたとして示しています。犯した罪のために呪われた者となったカインでさえ、そのいのちが奪われないように保護するしるしを、創造主からたまものとして受けています(創世記4・15)。このことは、神にかたどられ似せて造られた人間の不可侵な尊厳を確認するとともに、被造物の調和を保つという神の計画をも明らかにします。「平和と暴力が共存することはできません」(5)。

被造物をケアすることは、安息日の規定の基盤です。それは、神への礼拝を求めるとともに、社会秩序の回復と、貧しい人に目を向け直すことも意図しています(創世記1・1—3、レビ記25・4参照)。安息年が七度巡るたびに祝われるヨベルの年には、土地、奴隷、負債をかかえた人に休息が与えられます。この恵みの年には、もっとも弱い人が大切にされ、人生についての新たな視点が与えられるので、貧しい人はいなくなります(申命記15・4参照)。

預言者の書にも目を向けるべきです。そこでは、共同体のもっとも弱い仲間に対する姿勢に、正義についての聖書の解釈の頂点が表れています。なかでもアモス(2・6—8および8章)とイザヤ(58章)は、貧しい人のために正義を求めて声を上げ続けます。貧しい人は弱さと無力さゆえに叫びを上げ、それは、彼らを見守っておられる神だけに聞き届けられます(詩編34・7、113・7—8参照)。

### 4. イエスの公生活におけるケア

イエスの生涯と公生活は、人類に対する御父の愛の啓示の頂点を体現しています(ヨハネ3・16参照)。イエスは、ナザレの会堂で神によって聖別されたかた、「貧しい人に福音を告げ知らせるために、……捕らわれている人に解放を、目の見えない人に視力の回復を告げ、圧迫されている人を自由に」するために「遣わされた」(ルカ4・18)かたとして、ご自分を示されます。聖年にまつわるこれらの救い主のわざは、御父から託された使命をもっとも雄弁にあかしするものです。キリストは、あわれみをもって病者のからだに心と心と触れ、いやされます。罪人をゆるし、新たな人生をお与えになります。イエスは、羊のことを心にかけるよい羊飼いであり(ヨハネ10・11—18、エゼキエル34・1—31参照)、傷ついた人にかがみこみ、傷の手当をし、介抱するよいサマリア人です(ルカ10・30—37参照)。

イエスはその使命の頂点として、十字架上でご自分をささげ、罪と死への隷属からわたしたちを解放することにより、わたしたちへのケアの究極のあかしを示しておられます。このようにイエスは、ご自分のいのちをささげ、いけにえになることにより、わたしたちのために愛の道を切り開き、一人ひとりに語りかけておられます。「わたしに従い、あなたも同じようにしなさい」(ルカ10・37参照)。

## 5. イエスの弟子の人生におけるケアの文化

霊的および身体的な慈善のわざは、初代教会の愛の奉仕の中核です。初代教会の信者たちは、すべてを共有していたので、信者の中には一人も貧しい人がいませんでした（使徒言行録4・34-35参照）。また、彼らはその共同体を、どんな状態の人にも開かれ、もっとも弱い人々の世話をする、歓待する家にしようと努めました。貧しい人の飢えを満たし、死者を葬り、孤児や高齢者、たとえば難破のような事故の犠牲者を養うために、進んで寄付をすることが当たり前となりました。その後、キリスト者の寛大さが当初より弱まると、財産は共通善のために神が意図されたものであると主張する教父が現れました。アンブロジオはこう述べています。「自然は、あらゆるものを人間が共同で使うものとして注ぎ込んでいます。……それゆえ、自然はすべての人に共通の権利をもたらします。しかし、強欲がそれを少数者のみの権利にしています」（6）。数世紀にわたる初期の迫害から解放され、教会はその自由を、社会と文化を鼓舞するために用いました。「それぞれの時代の窮状は、キリスト者の愛の奉仕に新たな力をもたらしました。歴史は、多くの慈善のわざを記憶にとどめています。……人間の苦しみを和らげるために、病院、貧しい人の避難所、養護施設や孤児院、ホスピスなど、多くの施設が設立されました」（7）。

## 6. ケアの文化の基礎である教会の社会教説の諸原理

初代教会における奉仕職（ディアコニア）は、教父の考察によって豊かになり、また、数多くの輝かしい信仰のあかし人による愛のわざとして、幾世紀にもわたり、活気づけられてきました。そしてそれは、教会の社会教説の鼓動となっています。社会教説は、原理、基準、指標を記す貴重な遺産として、すべての善意の人に与えられています。人間一人ひとりの尊厳の促進、貧しい人や身を守るすべのない人との連帯、共通善の追求、被造物の保護といった、ケアの「文法」をこの教説から学ぶことができます。

### 各人の尊厳と権利を促進するケア

「キリスト教の中で生まれ、深められる人間の概念は、全人的発展を追求する助けとなります。人はつねに、個人主義ではなく関係を示し、除外ではなく包含を、搾取ではなく唯一で不可侵の尊厳を肯定します」（8）。一人ひとりの人間は、それ自体が目的であり、有用性だけで評価されるただの道具ではありません。家族、共同体、社会の中でともに生きるよう造られ、それらの場では皆が尊厳において平等です。人権は、貧しい人、病にある人、疎外された人、一人ひとりの「隣人——時空の遠近を問わず——」（9）を受け入れ、助ける責任といった義務同様、この尊厳に由来します。

### 共通善のケア

社会的、政治的、経済的な生活のあらゆる側面は、共通善へと向けられるときに、その十全な姿を見いだします。共通善とは、「集団と個々の成員とが、より豊かに、より容易に自己完成を達成できるような社会生活の諸条件の総体」（10）です。ですから、わたしたちの計画や努力は、人類家族全体への影響を考慮し、現代と将来世代にどのような結果を残すのかを熟考したものでなければなりません。このことがいかに真実であり、時宜を得ているかが、COVID-19 のパンデミックによって明らかになりました。このパンデミックに直面して、「わたしたちは自分たちが同じ舟に乗っていることに気づきました。皆弱く、先が見えずにいても、だれもが大切で必要な存在なのだ。皆でともに舟を漕ぐよう求められてい」（11）るのだと。なぜなら、「自分の力だけで自分を救うことはでき」（12）ず、孤立している国は自国民の共通善を確保できないからです（13）。

### 連帯によるケア

連帯は他者への愛の具体的な表れです。それは漠然とした感情ではなく、「確固とした決意であり、共通善

に向かって、すなわちわたしたちは、すべての人々に対して重い責任を負うがゆえに、個々の人間の善に向かい、人類全体の善に向かって自らをかけて、共通善のために働くべきであるとする強固な決断なのです」(14)。連帯とは、統計上の数字や、酷使され、役立たなくなれば捨てられる道具としてではなく、わたしたち同様、神から等しくいのちの祝宴に招かれている隣人、旅の同伴者として、他の人々——個人であるとともに、広い意味では民族や国も——を見る助けとなるものです。

## 被造物のケアと保護

回勅『ラウダート・シ』は、すべての被造物が互いに結びついていることを深く認識し、困窮している人の叫びと、被造物の叫びの双方に耳を傾ける必要があると強調しています。そのように注意深く絶えず耳を傾けることで、わたしたちがともに暮らす家である地球と貧しい人をケアするための有効な手段が生み出されます。このことについて、繰り返し述べたいと思います。「仲間である人間に対する優しさや共感や配慮が欠けているならば、人間以外の自然との親しい交わりの感覚は本物ではありえません」(15)。「平和、正義、被造物の保全は、完全に相互接続した三つのテーマであって、分離したり別扱いしたりすれば、再び還元主義に陥らずには済まないのです」(16)。

## 7. 共通のルートを指し示す羅針盤

使い捨ての文化が蔓延し、国内および国家間での深刻な格差に直面する時代(17)にあって、わたしは国際機関や各国政府、経済界、科学や通信の分野、教育機関で責任を担う人々に対し、グローバル化とともに歩む道のり、「真に人間的な方向性」(18)をたどるために、これまでお話しした原理の羅針盤を手にとるようお願いしたいと思います。事実それによって、各人の価値と尊厳が尊重され、共通善のために連帯して協力し、貧困や病気、奴隷状態、差別、紛争により苦しむ人の痛みを和らげることができるでしょう。この羅針盤を用いて、多くの社会的格差を解消するために、ケアの文化の預言者、あかし人となってください。このことは、女性が家庭内の、また社会、政治、組織のあらゆる領域の中で幅広く、力強い主人公になってはじめて可能になります。

ケアの文化の促進に欠かせない社会原理という羅針盤は、兄弟愛、相互尊重、連帯、国際法の遵守によって力づけられるべき国家間の関係の指標でもあります。ですから、不可侵、普遍的、不可分である基本的人権を擁護、促進することが、あらためて主張されなければなりません(19)。

人道法も尊重されなければなりません。紛争や戦争が絶え間なく起きている現状においてはなおのことです。悲しいことに多くの地域や共同体が、平和で安全に暮らしていたころの記憶を失っています。多くの都市が不安定さの源となっています。その地の住民は、爆弾や砲弾や小型武器により無差別に攻撃され、爆撃されているので、通常的生活リズムを維持することが容易ではありません。子どもたちは勉強ができません。男女とも家庭のために働くことができません。食糧危機が、かつてない範囲にまで広まっています。人々は家だけでなく、家族の歴史や文化的なルーツさえも捨てて、逃げざるをえません。

紛争の原因はさまざまですが、その結果はいつも同じです。破壊と人道危機です。わたしたちは立ち止まって、自問すべきです。世界中で紛争が当たり前のこととなったのは、なぜだろうか。そして何よりも、連帯と兄弟愛にあふれる平和を真に求めるために、どうすれば心を入れ替え、考え方を改めることができるだろうか。

どれほどの資源が武器のため、とりわけ核兵器のために浪費されていることでしょうか(20)。その資源は、平和と全人的発展の促進、貧困との闘い、医療必需品の確保といった、人々の安全を確保するうえで、より重要な優先事項のために用いることができたものです。このこともまた、現在の COVID-19 のパンデミック

や気候変動のような地球規模の問題によって浮き彫りにされています。「飢餓を永久に無くし、最貧国の発展に寄与するために、兵器や他の軍事支出に充当されていた資金を使って、『グローバル・ファンド』を立ち上げる」(21)、これはなんと勇敢な決断でしょう。

## 8. ケアの文化の教育のために

ケアの文化の促進には、一定の教育プロセスが必要です。社会原理という羅針盤は、相互に関連する多様な状況に対応するために役立つ頼もしい道具です。いくつか例を挙げてみましょう。

- ケアの教育は、家庭で始まります。家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であり、かかわりの中で互いに尊重し合うことを学ぶ場です。その一方で、家庭がこの重要かつ不可欠な責務を果たせる状態であればなりません。
- 学校、大学、そしてある意味では同様にソーシャル・コミュニケーションも、つねに家庭と協力しつつこの教育を担っています(22)。それらは、個人、言語、民族、宗教上の各共同体、各国民の尊厳、さらには、それらに由来する基本的な権利に対する尊厳に基づいた価値体系を伝えるよう求められています。教育はより公平で固く結ばれた社会の柱の一つなのです。
- ほとんどの宗教、そしてとりわけ宗教指導者は、連帯、相違の尊重、さらには、もっとも弱い立場にある兄弟姉妹を受け入れ、ケアすることの重要性を信者と社会に伝えることで、不可欠な役割を果たすことができます。これについては、教皇パウロ六世が1969年にウガンダの国会で述べたことばが思い起こされます。「教会を恐れないでください。教会は皆さんを尊重します。誠実で実直な市民である皆さんを導きます。競争や分裂を助長しません。正当な自由、社会正義、平和の促進に努めます。教会が何かを優先するならば、それは貧しい人、子どもと市民の教育、苦しんでいる人や見捨てられた人のケアです」(23)。
- 公職にあるかたがた、政府間及び民間の国際的な組織の職員、教育関係者、さらには、さまざまな役割をもって教育と研究の分野で活躍している皆さんが、「さらに開かれ、包含的で、傾聴と建設的な対話、相互理解を伴う」(24)教育を行うという目標を達成できるよう、あらためて励ましのことばを送りたいと思います。教育のためのグローバル・コンパクトに向けたこの呼びかけが、幅広くさまざまな分野で同意されますように。

## 9. ケアの文化なくして平和はありません

ケアの文化は、平和を築くための特別な道です。それは、すべての人の尊厳と善を保護し促進するための、皆が参加することを前提とする、共通の連帯的な責務であり、関心をもち、目を向け、共感し、和解し、いやし、互いを尊重し受け入れる意欲でもあります。「世界の多くの地域が、傷の回復をもたらす平和の道を必要としています。創意と大胆さをもって、いやしと新たな出会いのプロセスを始める意欲をもった平和の作り手が求められているのです」(25)。

人類の舟が危機という嵐に揺さぶられ、より穏やかで晴れわたった地平に苦心しながら向かっている今このときにも、人間の尊厳という舵と、基本的な社会原理という「羅針盤」があれば、皆一緒に安全なルートをたどることができます。わたしたちキリスト者はつねに、海の星、希望の母であるおとめマリアを見つめなければなりません。愛と平和、兄弟愛と連帯、助け合いと相互受容の新たな地平にむけて進むために、皆で協力しましょう。他の人々、とりわけもっとも弱い立場にある人に対して無関心でいようとする誘惑に負けないようにしましょう。目を背けるのに慣れないようにしましょう(26)。そうではなく、「互いを受け入れ、互いをケアする兄弟姉妹から成る共同体を築く」(27)ために、具体的な努力を日々、重ねていきましょう。

バチカンにて  
2020年12月8日  
フランシスコ

注

1. 「第75回国連総会へのビデオメッセージ（2020年9月25日）」参照。
2. 回勅『ラウダート・シ——ともに暮らす家を大切に（2015年5月24日）』67参照。
3. 2014年「世界平和の日」教皇メッセージ「平和への道と基盤としての兄弟愛」（2013年12月8日）2参照。
4. 回勅『ラウダート・シ——ともに暮らす家を大切に（2015年5月24日）』70。
5. 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』488。
6. *De officiis*, 1, 28, 132: PL 16, 67
7. 『教会史 I（古代教会）』K. Bihlmeyer - H. Tüchle、Morceliana Brescia 1994、447. 448。
8. 「回勅『ポプロールム・プログレッシオ』公布50周年記念式典（教皇庁人間開発のための部署）での挨拶（2017年4月4日）」。
9. 「気候変動枠組み条約第22回締約国会議（COP22）へのメッセージ（2016年11月10日）」。総合的なエコロジーに関する教皇庁全体会議『わたしたちの共通の家を守る道、ラウダート・シから5年を経て（2020年5月31日）』（バチカン出版局）参照。
10. 第二バチカン公会議『現代世界憲章』26。
11. 「特別な祈りの式におけるウルビ・エト・オルビのメッセージ（2020年3月27日）」。
12. 同。
13. 回勅『Fratelli tutti（2020年10月3日）』8、153参照。
14. 聖ヨハネ・パウロ二世回勅『真の開発とは——人間不在の開発から人間尊重の開発へ（1987年12月30日）』38。
15. 回勅『ラウダート・シ——ともに暮らす家を大切に（2015年5月24日）』91。
16. ドミニカ共和国司教協議会司牧書簡「人間と自然との関係について（1987年1月21日）」。回勅『ラウダート・シ——ともに暮らす家を大切に（2015年5月24日）』92参照。
17. 回勅『Fratelli tutti（2020年10月3日）』125参照。
18. 同29。
19. 「国際会議『現代世界の人権——成果、不作為、否定』（ローマ、2018年12月10日～11日）」参加者へのメッセージ」参照。
20. 「法的拘束力のある核兵器禁止条約の交渉を行うための国連会議へのメッセージ（2017年3月23日）」参照。
21. 「2020年世界食糧デーへのビデオメッセージ（2020年10月16日）」。
22. ベネディクト十六世「第45回世界平和の日メッセージ『若者に対する正義と平和の教育』（2011年12月8日）」2、「第49回世界平和の日メッセージ『無関心に打ち勝ち、平和を獲得する』（2015年12月8日）」6参照。
23. 「ウガンダの国会でのあいさつ（カンバラ、1969年8月1日）」。
24. 「『教育のためのグローバル・コンパクト』に対するメッセージ（2019年9月12日）」（*L' Osservatore Romano*、2019年9月13日、p. 8）。
25. 回勅『Fratelli tutti（2020年10月3日）』225。
26. 同64参照。
27. 同96。「第47回世界平和の日メッセージ『平和への道と基盤としての兄弟愛』（2013年12月8日）」1参照。

## 声明文 女性国際戦犯法廷 20 周年にあたっての政府への要望

Prot. JP 20-02

2020 年 12 月 12 日

内閣総理大臣

菅 義偉様

日本カトリック正義と平和協議会会長  
勝谷太治

### 声明文 女性国際戦犯法廷 20 周年にあたっての政府への要望

2000 年 12 月 8 日から 12 日まで、東京で、日本軍「慰安婦」制度を裁く女性国際戦犯法廷が開かれ、今年 20 年目を迎えました。

いわゆる日本軍「慰安婦」が東アジアに広く存在したことは、被害の当事者や関係者の声、文学作品などによって知られ、韓国では 1980 年代から独自の調査も行われてきましたが、公に問題となることはありませんでした。しかし、1991 年、キム・ハクスンさんが韓国で初めて「慰安婦」制度の被害者として公に名乗りを上げたことから、その法的、人道的、歴史的責任を日本政府に求める声が国際的に高まるなか、98 年、アジア慰安婦連帯会議第 5 回会議（ソウル）席上で、日本からの会議の参加団体である「女性と戦争への暴力」日本ネットワーク（VAWW-NET ジャパン、現 VAWW-RAC）が国際民間法廷の開催を提案し、加害国日本で開催することが決定しました。

当日の法廷には、被害者 64 人を含め、海外から約 400 人が参加、4 日間を通して、連日 1000 人以上、のべにして 5000 人以上が傍聴し、法廷開催から一年後の 2001 年 12 月、オランダのハーグで最終判決が下されました。判決では「慰安婦」制度は人道の罪であり「本質的に国家が認めた強かんと奴隷化」であったとし、昭和天皇と 9 名の日本軍関係者に有罪判決が下されました。日本国政府に対しては、被害者への賠償責任を認め、さらに関係資料の保存と公開、教科書への記述、ジェンダー教育の実施などの勧告を行いました。また旧連合国に対しても、「慰安婦」制度の事実を知っていながら東京裁判で処罰の対象としなかったことにジェンダーの偏りがあったことと、戦後も捜査や訴追をしなかったことの誤りを認めるよう、勧告しています。

法廷開催期間中には、「現代の紛争下の女性に対する犯罪」国際公聴会も開催され、今日まで続く紛争下での性暴力について、グアテマラやソマリアなど、世界の紛争地 17 箇所の女性たちが証言しました。紛争下では必ずと言っていいほど性暴力が行われながら、それらは処罰の対象になってきませんでした。女性国際戦犯法廷は、日本軍「慰安婦」制度が処罰されず、裁かれもしなかったことと、今なお続く紛争下の性暴力が放置されてきたこととは同一線上にあるとし、国際法においてさえ、ジェンダー正義が欠落していたことを指摘しました。

あれから 20 年が経ちました。戦時下ばかりではなく、日常生活においても性暴力はたびたび起きながら、処罰を免れてきたことが、#Me Too 運動などによって問題にされるようになったのは、つい最近のことです。カトリック教会内でも、聖職者の性暴力が数多く起きていたのに、表沙汰にされることさえ、今世紀に至るまでありませんでした。これらのこともまた、日本軍「慰安婦」制度が処罰されてこなかったことと同一線上にあるものと私たちは考えます。性暴力被害とはいかなるものであるのか、その暴力の実態とこれを可能にし、かつその隠蔽を可能にしてきた背景について、いまだ正しく認識され、対処されているとは言え



ず、ジェンダー正義は実現していません。私たちはだからこそ、ここでもういちど、女性国際戦犯法廷の結論を社会と日本政府に訴えなければならないと考えます。

ところが、日本軍「慰安婦」問題は解決はおろか、今ではこの問題に触れることすら、日韓関係を悪化させる要因であるかのように、日本社会の一部では考えられているようです。それは、2015年12月、ソウルで行われた日韓外相会談席上で日韓共同声明が発表され、当時の岸田文雄外務大臣が、ソウルの日本大使館前にある、慰安婦にされた少女を象った「平和の少女像」は「適切に移転がなされるものだと認識」していると語り、これをもって慰安婦問題に「終止符を打った」と述べたことに端的に現れています。

現在、韓国政府は日韓合意に法的拘束力を認めていない一方、日本政府は日韓外相会談の際の日韓共同声明をもって慰安婦問題は「終止符が打たれた」と認識し、世界中のどこであれ、「平和の少女像」が公共空間に置かれることを認めないことを、基本方針としていることが、外務省「慰安婦問題についての我が国の取り組み」からは伺われます。

性暴力は、「性」という、人間の人格にかかわる根源的な要素に身体的精神的両側面から攻撃を加えた深刻な犯罪です。これを組織的に行った「慰安婦」制度は、国家的犯罪です。日本政府が取るべき態度は、事実を隠蔽したり、「済んだことだ」と忘却したりすることではなく、むしろ、この負の歴史の継承を恐れないことです。日本政府は、「平和の少女像」を撤去するどころか、どこまでも向き合い、記憶し続けるために努めるべきです。

日本政府に求めます。

- 一、日本軍「慰安婦」制度が「本質的に国家が認めた強かんと奴隷化」であったことを認めること。
- 一、日韓合同宣言には、被害当事者の声がない。被害者と直接向き合い、被害者が望む形で謝罪し、被害者が望む形で賠償を行なうこと。
- 一、「慰安婦」制度のようなことが二度と再び起きないように、日本軍「慰安婦」制度を歴史の中に位置付け、この記憶を継承するために尽力すること。「平和の少女像」の撤去のために他国やその自治体に介入しないこと。

#### <補足事項>

カトリック教会の内部には、聖職者による数多くの性的虐待があったことが、今世紀に入りようやく明らかにされ、現在、世界的に深刻な問題になっています。私たち日本カトリック正義と平和協議会が、日本軍「慰安婦」問題について、上記のように日本政府に訴え、この立場を広く社会全体に明らかにすることは、同時に、カトリック教会自身に、性的虐待の事実と向き合い、事件の真相を公にし、被害者に謝罪し償い、二度と再びこのようなことが起きないように、公式の記録に書き留めることを求めることでもあることを、ここに明記します。

しかしながら、その一方で、女性国際戦犯法廷の開催に、当時のカトリック教会できわめて高い関心が持たれたことも、最後に触れておきたいと思います。

女性国際戦犯法廷は、一人二千元のカンパを1万人から集めようという草の根のキャンペーンによって実現しました。そしてその基金賛同団体298団体のうち、じつに89のカトリック関係団体（日本カトリック正義と平和協議会のほか、修道会、修道会共同体、小教区など）が名を連ねました（2000年11月27日段階）。また、法廷開催の主体となったVAWW-NET ジャパン事務局が、東京都江東区潮見の日本カトリック会館内に置かれ、カトリック修道女たちも開催実務に積極的に携わりました。

その背景に、女性国際戦犯法廷の開催に尽力した、高嶋たつ江さん（故人）というひとりのカトリック信徒がいたことは、否定できないことでしょう。高嶋たつ江さんは、カトリック東京教区正義と平和委員会のメンバーであり、女性国際戦犯法廷国際実行委員会共同代表3人のうちの一人となった、フィリピンの女性の人権アジアセンター（ASCENT）代表であるインダイ・サホールさん（他は、尹貞玉さん：韓国挺身隊問題

対策協議会代表、松井やよりさん：VAWW- NET ジャパン代表) とともに、日本軍「慰安婦」制度の被害者となったフィリピン人女性たちを長く支え、VAWW- NET ジャパンの初代事務局長を務めました。日本軍「慰安婦」制度を国際法廷を開いて裁く最初の発案者の一人は、高嶋さんでした。

さらに、VAWW- NET ジャパン代表として女性国際戦犯法廷開催のリーダーシップを取り、法廷の開催から2年後の2002年12月に逝去された松井やよりさんの意思を継承する「女たちの戦争と平和資料館」(wam 2005年開館)が、カトリックの国際的平和団体であるパックスクリスティ(本部 ブリュッセル)の2007年平和賞を受賞しました。

カトリック中央協議会 「会報」 2021年2月号 (通巻584号)

発行日 2021年1月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <https://www.cbcj.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457